

第 20 回 長野市都市内分権審議会 議事録

日時 平成 22 年 2 月 12 日（金）午後 2 時から

場所 第二庁舎 10 階 講堂

議事

(1) 区長委嘱制度の廃止に伴う対応について

Q1. 委嘱制度については 10 月 13 日付けで市長から委嘱制度の継続も含め十分時間をかけて検討するとの内容の手紙が区長へ送られている。この手紙は区長会常任理事会などに諮って出しているのかなど、経過について教えてもらいたい。

A1→ 10 月 13 日付けの手紙をお送りするにあたり区長会常任理事会に諮ったことはない。11 月の区長会役員会と常任理事会で検討し、全区長対象のアンケートは実施しないと、最終的には 12 月 1 日の区長会常任理事会において市長参加の下、検討した結果、行政連絡区に関する規則の制定、記章の貸与、メッセージの交付で合意いただいたもの。

Q2. 委嘱が無くなり、対等平等の関係で必須事務についてやらないと言われたらどう対応するのか。

A2→ 広報の配布などの必須事務については年度協定で考えており、地区を代表する住民自治協議会が契約に基づき行うこととなる。区長は区と住民自治協議会を結びつける立場で、住民自治協議会が市との協定に基づいて行う事務を区長にやってもらうことは地区内で考えていただきたい。

Q3. 住民自治協議会と市との間で協定に基づき行われる必須・選択事務に属さない部分である 6 つの例示は区長が行うということか。

委嘱をなくして、責任が軽くなるわけでないのに、支えというか根拠がなくなっても大丈夫か。

A3→ そのために、支えになるかわからないが、メッセージを交付し、規則を制定し、バッチを貸与することになる。

(2) 第二期長野市都市内分権推進計画の策定について

Q4. 補助金の一括交付金化に関する見直しの中で、具体的にいくつかの補助金を地域いきいき運営交付金に含めるか検討するとあるが、今、現在の考えを聞きたい。

A4→ 地域いきいき運営交付金に混ぜるには、団体のあり方等を十分に精査し、慎重に進めていきたい。

Q5. 人件費分の 100 万円だけでは足らずに他の財源が必要になってきて、やりたいことが人件費に充てられてしまい、できなくなってしまうのでないか。

A5→ 今後、事務量がどの程度であるか見極めて検討していきたい。

人材育成に関しては、講座開催を通じて理解していただくことが大事であり、一番は住民自治協議会の活動によって地区が良くなったと住民の皆さんに思ってもらえることが大事。

Q6. 住民自治協議会をよくわかって理解してもらうことが大事でないか。

地域いきいき運営交付金の中から 100 万円の人件費を出して、足りなかったら交付金を加算し

てくれるのか。

A6→ 一括交付金の中で100万円以上の人件費に充てていただくことは問題ないが、実際には地域での合意形成が必要となるだろう。

Q7. 住民自治協議会の役員として関わって見ている中では、事務局体制が問題である。やはり公民館の職員は直接、支所長の指揮下にならないから担当役員が困っている。

A7→ まず大前提として、住民自治協議会を中心に都市内分権を進めていく中で、市の職員と住民の皆さんの適切な役割分担はこれからも見直していく必要がある。まずは地区活動支援担当の支所長が活動を引っ張るリーダーであるということ。

Q8 来年度から住民自治協議会の活動が本格的に開始したら、今まで担当していた職員の仕事量が減るので、公民館のほうへ回すわけにいかないのか。

A8→ 支所の業務や住民自治協議会の活動を見極めて判断する。

Q9 住民自治協議会を担当する支所の職員は地域のことを熟知している方をお願いしたい。

A9→ 人事の関係は適材適所という原則がある。支所長と相談しながら考えていく。

Q10 支所長がコロコロ替わることが問題でないか。

A10→ やっぱり引継ぎをしっかりとするという事。

Q11 ボランティアの位置付けをどう考えるかと思うが、やはり費用弁償くらいは考えていかないといけない。一括交付金から出してもいいか。住民自治が進んでいくと、権限が委譲されて、今お願いしている公園愛護や街路樹愛護活動、小規模の道路の維持事業はどうなるのか。

A11 原則として費用弁償は問題ない。行政と住民自治協議会の役割分担の問題は、全市的事柄か個別の事柄かで判断していき、できるだけ委譲していきたい。平成22年度から検討していきたい。

(3) 地域やる気支援補助金について

Q12 2年で200万円となると、2年目の選考はどのようにしていくのか。

1 地区あたり上限100万円の根拠はどこにあるのか。

A12 同一地区が2年連続で補助を受けられるような制度にしたい。ただし、平成22年度に受けられたからといって、平成23年度も必ず受けられると約束できるものではない。同じような制度で交付決定された事業の約半数が100万円以下という実態があったから、参考にして1地区あたり100万円としたもの。

Q13 事業の進行管理と評価は誰がどうやるのか。住民自治協議会に任せっぱなしなのか。個人的には、「意志あるところに福あり」と思っている。

A13 大前提は、住民の皆さんが計画を立てて支所長から助言して申し込んでいただく。事業実施は住民の皆さんが中心にやっていただき、困ったことがあればお手伝いさせていただく。元々の発想は、良いものにより多くという、まさに競争主義であるが、まずは公平性を考慮したい。

Q14 補助金をもらって事業実施して収益をあげるようなことはどうなのか。

A14 収益を活動費用に充てる場合で、構成員に利益を分配するものでなければ問題ない。

- (4) 住民自治協議会活動拠点事務局職員の雇用状況について
- (5) 合併町村の状況について
- (6) 必須・選択事務事業実施要領の調製及び住民説明会の開催について
- (7) 住民自治協議会との年度協定の締結について
- (8) 「地域いきいき運営交付金」の交付額について
- (9) 中山間地域の活性化について

Q15 活動拠点については、やはり支所にあったほうが住民自治協議会の活動にとっていいのではないか。居住地区の住民自治協議会では支所の会議室を使っている。住民自治協議会の活動に宿日直職員の廃止はマイナスになる。

A15 特殊事情があるのでこれから個別に相談させていただく。

Q16 中山間地域自治活動支援モデル事業のモデル3地区では地域活性化アドバイザーが配置されているのか。地域活性化アドバイザーが定期的に集まって活動しているのか。

A16 地域活性化アドバイザーは、この3地区を含めて11地区に配置されている。毎月定期的に会議を開催して情報共有を図っている。